

*令和6年4月23日区政イノベーション本部資料一部抜粋

令和6年度の行政評価の取組

(1) 施策評価・事務事業評価について

令和6年度の施策評価・事務事業評価は、令和5年度からの「新たな行政評価制度」に基づき引き続き実施する。加えて、2段階目の評価結果を、予算要求(見積)状況の公表と同時期の11月中旬に早めて公表する。(令和5年度は1月公表)

また、外部評価委員の指摘事項を踏まえ、行政評価マニュアルをわかりやすく見直す。併せて、各所属長に対し、事業の不断の見直し・改善につなげる視点で、評価シートの確認を徹底するよう依頼する。

さらに、「新たな行政評価制度」の仕組みに合致するよう、行政評価システムを再構築し、令和7年度から新システムで評価を実施する。

○ 評価結果の活用

- ・評価結果を公表することで、区政の透明性を確保する。
- ・評価に当たって、事業の計画、見直しなどのPDCAサイクルを職場内で共有するとともに、自己評価を行う際に、管理職を交えた職員間の議論を通じて評価と改善の検討を行う。その検討にあたっては、特に、複数年にわたり執行率が低い事業や成果指標の達成率が低い事業等について、廃止の視点も含めた事業の見直しを図る。
- ・施策評価・事務事業評価の一部は区政経営報告書(主要施策の成果、総合計画・実行計画の進捗状況、歳出決算一覧)に活用する。
- ・令和7年度の当初予算編成における財政部門の資料として活用する。

(2) 財団等経営評価について

○ 実施団体

区が財政・人的支援を行っている団体で、区の施策推進に寄与する事業を実施する等区政との関連性が高いと認められる杉並区障害者雇用支援事業団、杉並区スポーツ振興財団、杉並区社会福祉協議会、杉並区シルバー人材センター、すぎなみ環境ネットワーク、杉並区交流協会の6団体とする。

○ 評価結果の活用

各団体においては、評価を通してコスト意識を高め、効率的・効果的な事業実施による区民サービスの向上を目指す。また、所管部課においては、今後の支援の参考資料として評価結果を活用する。

(3) 外部評価について

○ 評価対象

施策（施策を構成する事務事業を含む）及び財団等を対象として、外部評価委員会において選定する。

○ 評価結果の活用

公正かつ中立な立場である外部評価委員の評価を受けることにより、行政評価の客観性を高めるとともに、その充実を図る。

(4) 今後の主なスケジュール（予定）

令和6年5月～ 施策評価・事務事業評価（第一段階）の実施
財団等経営評価の実施

8月～ 施策評価・事務事業評価（第二段階）の実施

10月～ 新行政評価システム設計・構築～システム導入支援